平成２２年（フ）第１３７号
新潟市東区新石山３丁目17番地１　えりか707号
債務者　松井　美香
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４３号
新潟市北区太郎代172番地
債務者　土佐　淳子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４９号
新潟市西区赤塚1565番地
債務者　山賀　美子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５４号
新潟市秋葉区七日町826番地２
債務者　四柳　伸也
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５６号
新潟市東区上木戸４丁目15番22号
債務者　鶴若　勝紀
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７号
静岡県沼津市西沢田694番地の３　ブランシェ後藤Ｂ―202、前住所静岡県沼津市岡宮1343番地の55　フレグランスエス102
債務者　鈴木　康雄
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
静岡県伊東市宇佐美1704番地の１
債務者　竹本ハナ子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1384番地の28　杉沢方
債務者　遠藤　克久
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
静岡県沼津市西島町13番40号　セピアム62・106号、住民票上の住所静岡県富士市伝法1502番地
債務者　諏訪部かね子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６５号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘３棟204号
債務者　廣瀬　正典
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４８号
名古屋市南区要町４丁目32番地の５　メゾンかおる302号
債務者　木山　健治
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５２号
名古屋市緑区太子１丁目209番地　ファミール太子101号
債務者　志喜屋孝秀
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地63棟203号
債務者　水頭　民壽
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
愛知県安城市住吉町５丁目24番地２　サン・オークスＲＩＳＡ．Ａ―202
債務者　椎葉　英次
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
愛知県岩倉市下本町下市場187―２、住民票上の住所三重県多気郡大台町栃原36番地２
債務者　村田　一子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１４号
京都府舞鶴市森本町４番地７―103号
債務者　本田眞由美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
京都府舞鶴市行永東町10番地の１市営住宅13号
債務者　**塩**見己代志
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係